

# 「こども 110 番の家」の役割

★犯罪等の被害にあって（あるいは、あいそうになって）  
救助を求めてきた子どもを保護してください。

★事件や事故と判断した場合は、110番への通報、  
学校、家庭等への連絡を行ってください。

★普段の生活の中で、子どもが被害にあいそうな危険な場所などに  
気がついたときは、青少年育成センターまでご連絡ください。



## 普段から心がけましょう・・・

子どもはいつ駆け込んでくるかわかりません。家族や従業員の方にも、110番の家の趣旨を伝えておきましょう。

地域の子どもたちに「こども 110 番の家」であることをPRしましょう。子どもと顔を合わせ、声をかけるごとに、コミュニケーションが育ってくるはずです。

玄関先に大型犬や危険なものがあれば、子どもは駆け込めません。子どもが安心して駆け込めるように工夫しましょう

「こどもを守る 110 番の家・店」のプレートやのぼり旗は、子どもが見やすい場所に掲出してください。



### ☆たいせつなお願い☆

- ・子どものプライバシーを尊重し、秘密を守ってください。特に駆け込んできた子どもがたとえ顔見知りであっても、その内容を安易に近所の人に話すことのないよう、注意をしてください。
- ・子どもの立場にたった思いやりのある対応を心がけましょう。



三田市青少年育成センター

TEL:079-559-5117